

2020年3月2日

新型コロナウイルス感染拡大に対応する行動指針

クローバーグループキャスト各位

新型コロナウイルス(COVID-19)が「指定感染症」として感染拡大を防ぐことが政府方針にも示されました。散発的な感染が大規模感染につながらないようにすることが社会として大きな課題となっています。また、このウイルスは高齢者や持病を持っている人は特に重篤化のリスクが高いと言われています。

「事業を通じて人々を幸せに」の理念のもとで、要介護の高齢者や障害を持つ子供達を対象とした福祉サービスを提供する企業として、キャスト一人一人の自覚と、正しい知識と、適切な行動によって新型コロナウイルス感染拡大を防ぐようよろしくお願いします。

1. 出勤前・出勤時の対応計測を行い 37.5℃以上の発熱がある場合には出勤をしないこと。解熱後 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の扱いとすること。その他、咳症状・強い倦怠感などがある場合は管理者・会社に相談をすること。
2. 事業所内の感染対策として、接触感染のリスクが高いことから、出勤時・排泄介助後・食事提供の前後など、正しい手洗いを行うこと。ドアノブや手すり、椅子の背もたれや肘掛、テーブル、トイレ内、送迎車両、リモコンやタブレットなど、多くの人に触れる場所は、清掃やアルコール消毒に努めること。居室内の加湿・換気を適切に行うこと。サービス提供時はもちろんのこと、通勤時もマスク着用をすること。ウイルスに汚染された恐れがある手で、自分やゲストの顔等にできるだけ触れないよう注意すること。
3. 厚生労働省の新型コロナウイルス対策専門家チームの見解および、政府方針に従い、この1～2週間が特に感染拡大に重要なことから、3月15日までは日常生活においてもウイルス感染のリスクを避けるため、スポーツジムやライブハウス、映画館等の不特定多数が多く集まる場所への参加はできるだけ避けるようにすること。また、感染地域への旅行は自粛すること。その後については、社会情勢や政府方針に基づき、改めて判断をいたします。
4. 自身にウイルス感染の恐れがある場合や、家族等の濃厚接触者に感染者が出た場合は、速やかに会社に報告し、指示を仰ぐこと。

○関連情報ホームページ ※適宜確認願います

- ・内閣官房（新型コロナウイルス感染症の対応について）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp>（PC版、スマートフォン版）

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>（モバイル版）

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・文部科学省新型コロナウイルス対策特設ページ：

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスの感染症対策と相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

- ・新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

- ・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html